

令和7年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いについて

令和7年4月18日

公共工事に要する経費について、平成28年度から令和6年度までの時限的な特例措置として、前金払をすることのできる用途を拡大したところではありますが、令和7年度も継続することとしましたのでお知らせします。

1 特例措置の概要

県発注工事において、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）を、前金払（中間前払金を含まない。以下同じ。）の対象とします。

2 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（債務負担行為に係るものを含む。）とします。

3 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の上限

特例措置により拡大された、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

4 具体的な取扱い

(1) 今後請負契約を締結する工事の契約事務の取扱い

契約書に別添の特約事項を添付（袋とじ）し、契約を締結してください。

(2) 既に請負契約を締結している工事の契約事務の取扱い

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事で、まだ払出が完了していない工事については、特例措置の内容を特約事項として追加する変更契約を締結した場合には、前払金の用途の拡大が可能です。

希望される場合は、発注者へお尋ねください。変更契約の手続を行います。